

教階を新しく取るには

本宗教師で、布教教化の業績のある方に与えられるのが「教階」です。具体的には、輔教・正輔教・讚教・正讚教・司教・正司教の6階級があります。教階の新叙任は輔教となり、教師資格を有していることが条件です。

注意事項

申請は本人に限ります。

大正大学・佛教大学（通学・通信）専修科で僧階単位を取得された方は分限取得必要単位表を参照のこと。又「成績証明書」や「単位履修証明書」ではなく「僧階単位履修証明書」を取得し添付ください

※平成18年4月1日以前に、(3)～(5)の各養成機関で単位修得された方は、僧階単位修得証明書中、必要な単位が変更されましたので、総務部までお問い合わせください。

添付書類

(1) 少僧都以上の教師：講習会修了証2枚以上

※この場合の「講習会」とは、教学・教化高等講習会、総合学術大会等を指します。普通講習会修了者取り扱いについては、下記参照のこと。

(2) 律師の教師：講習会修了証3枚以上

(3) 大正大学・佛教大学の学部・大学院の在学・卒業者：僧階単位修得証明書

(4) 佛教大学通信教育学部卒業者および、課程本科の修了者：僧階単位修得証明書

(5) 佛教大学専修科・専攻科の修了者：僧階単位修得証明書

(6) 布教師養成講座初級修了者：修了証（写）

(7) 浄土門主または宗務総長の命による各種布教、教化に関する講座、講習会および研修会に講師として出講した実績がある方

(8) 宗立宗門校その他の学校において、宗教教育もしくは宗教的情操教育に関する授業または仏教学、浄土学その他宗教関係学の講義を担当し、本宗関係の各種道場、講座、講習会または研修会に講師として出講した実績がある方

(9) 浄土宗総合研究所の研究員で研究期間を修了した方

普通講習会修了者等の取扱い

- (1) 教区において開催する普通講習会、布教研修会、人権同和推進研修会およびその他教師の研鑽を目的とした研修会の修了者は、2回修了をもって高等講習会を1回修了した者と同等とみなします。
- (2) 公益教化事業団体が主催する全国または地区研修会の修了者は、2回修了をもって高等講習会等を1回修了した者と同等とみなします。
- (3) 宗務総長が認定した総本山および大本山が主催する教師の研鑽を目的とした研修会等の修了者は、2回修了をもって高等講習会等を1回修了した者と同等とみなします。

冥加料

不要

様式番号	56	申請書名	教階（輔教）新叙任申請書
------	----	------	--------------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105